

静岡県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第7号

静岡県自然環境保全条例の一部を改正する条例

静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自然環境保全地域の指定)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる</u>区域は、自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、<u>あわせて</u>、その意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、<u>その案を</u>当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に<u>供された案</u>について、知事に意見書を提出することができる。</p> <p>6 知事は、前項の規定により縦覧に<u>供された案</u>について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見を<u>きく</u>必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(普通地区)</p>	<p>(自然環境保全地域の指定)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>次に掲げる</u>区域は、自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、<u>併せて</u>、その意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、<u>当該指定の案を</u>当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に<u>供された指定の案</u>について、知事に意見書を提出することができる。</p> <p>6 知事は、前項の規定により縦覧に<u>供された指定の案</u>について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見を<u>聴く</u>必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(普通地区)</p>

第15条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行計画の概要及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2)～(5) (略)

2～6 (略)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2)～(5) (略)

第15条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行計画の概要及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2)～(5) (略)

2～6 (略)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者

(2)～(5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。